

博覧会協会において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

2 派遣職員がその派遣の期間中に前項に規定する場合に該当することとなった場合においても、当該該当することとなった日以後の当該派遣の期間中、俸給等のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

3 前二項の規定により支給される俸給等の支給割合を決定するに当たっては、決定された支給割合により支給されることとなる俸給等の年額が、派遣前給与の年額から派遣先報酬等の年額を減じた額を超えてはならない。

4 俸給等の支給及び支給割合は、派遣職員に係る派遣の期間の初日（第二項の規定により俸給等を支給されることとなった場合にあつては、当該支給されることとなった日）から起算して一年ごとに見直すものとし、俸給等の年額が派遣前給与の年額から派遣先報酬等の年額を減じた額を超える場合その他特に必要があると認められる場合には、第一項及び前項の規定の例により、俸給等の支給割合を変更し、又は俸給等を支給しないものとする。

5 俸給等の支給及び支給割合は、前項に規定する場合のほか、派遣先報酬等の額又は俸給等の額の変動があつた場合において、俸給等の年額が派遣前給与の年額から派遣先報酬等の年額を減じた額を超えるときその他特に必要があると認められるときは、第一項及び第三項の規定の例により、俸給等の支給割合を変更し、又は俸給等を支給しないものとする。

6 前項の規定により俸給等の支給割合を変更した場合における第四項の規定の適用については、「派遣職員に係る派遣の期間の初日（第二項の規定により俸給等を支給されることとなった場合にあつては、当該支給されることとなった日）」とあるのは、「派遣先報酬等の額又は俸給等の額の変動があつた日」とする。

人事院は、平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十七年法律第十八号）の施行に伴い、及び国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）等に基づき、平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備に關し次の人事院規則を制定する。

令和元年五月二十三日

人事院規則一七三

（改正の対象となる人事院規則）

- 第一条 次の各号に掲げる人事院規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。
- 一 人事院規則一〇（規則の法的根拠） 別表第一
 - 二 人事院規則一二（用語の定義） 別表第二
 - 三 人事院規則一三四（人事管理文書の保存期間） 別表第三
 - 四 人事院規則一三三（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用） 別表第四
 - 五 人事院規則一四四（人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例） 別表第五
 - 六 人事院規則一六四（職員の公益財団法人東京オリリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣） 別表第六
 - 七 人事院規則一六五（職員の公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会への派遣） 別表第七
 - 八 人事院規則一六九（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣） 別表第八
 - 九 人事院規則二二二（人事院事務局等の組織） 別表第九
 - 十 人事院規則八一（職員等の任免） 別表第十
 - 十一 人事院規則九一七（俸給等の支給） 別表第十一
 - 十二 人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準） 別表第十二
 - 十三 人事院規則九一三（休職者の給与） 別表第十三
 - 十四 人事院規則九一四（通勤手当） 別表第十四
 - 十五 人事院規則九一三（初任給調整手当） 別表第十五
 - 十六 人事院規則九一四（期末手当及び勤勉手当） 別表第十六

（派遣職員の職務復帰時における給与の取扱い）

第十一条 派遣職員が職務に復帰した場合において、部内他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）第二十条の規定にかかわらず、人事院の定めるところにより、その職務に就いた職務の級に昇格させることができる。

第十二条 派遣職員が職務に復帰した場合において、部内他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その派遣の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日（規則九一八第三十四条に規定する昇給日をいう。以下この項において同じ。）又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

2 派遣職員が職務に復帰した場合における号俸の調整については、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事院と協議して、その者の号俸を調整することができる。

第十三条 派遣職員は、任命権者から求められたときは、博覧会協会における勤務条件及び業務の遂行の状況について報告しなければならない。

2 任命権者は、人事院の定めるところにより、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる年度内において平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣されている期間のある職員の派遣の期間並びに博覧会協会における地位、業務内容及び特定業務に係る報酬等の月額等の状況並びに同項の規定による派遣から当該年度内に職務に復帰した職員の当該復帰後の処遇等に関する状況について、人事院に報告しなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。及び国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の施行に伴い、及び国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の施行に伴う関係人事院規則の整備に關し次の人事院規則を制定する。

人事院総裁 一宮なほみ